

電力需給契約約款（低圧）

2021年4月1日実施
北海道学校生活協同組合

内容

I	総則	1
1.	適用	1
2.	電力需給契約約款（低圧）の変更	1
3.	用語の定義	2
4.	単位及び端数処理	3
5.	本約款に定めのない事項	3
II	契約の申し込み	3
6.	電力需給契約の申し込み	3
7.	電力需給契約の成立	4
8.	電力需給契約の最低利用期間	4
9.	需要場所	4
10.	電力需給契約の単位	5
11.	供給の開始	6
12.	供給準備その他必要な手続きのための協力	6
13.	供給の単位	6
III	検針及び使用量の算定	6
14.	検針	6
15.	使用量のお知らせ	6
IV	料金等	7
16.	料金の適用開始の時期	7
17.	料金の算定期間と請求月分	7
18.	料金の算定	8
19.	料金の支払義務並びに支払期限日	8
20.	料金及び延滞利息の支払方法と支払日	8
21.	延滞利息	9
22.	料金及び延滞利息の支払順序	10
23.	工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法	10
V	使用及び供給	10
24.	需要場所への立入りによる業務の実施	10
25.	電気の使用に伴う組合員の協力	10
26.	供給の停止又は解約	11
27.	供給停止の解除	11
28.	供給停止期間中の料金	12
29.	違約金	12
30.	供給の中止又は使用の制限もしくは中止	12
31.	制限又は中止の料金割引	12

32.	損害賠償の免責.....	13
33.	設備の賠償.....	13
VI	契約の変更及び終了.....	13
34.	電力需給契約の変更.....	13
35.	名義の変更.....	14
36.	電力需給契約の終了.....	14
37.	供給開始後の電力需給契約の終了又は変更に伴う料金及び工事費の精算.....	15
38.	解約.....	15
39.	電力需給契約消滅後の債権債務関係.....	15
VII	工事及び工事費の負担金.....	16
40.	需給地点及び施設.....	16
41.	計量器等の取付け.....	16
42.	電流制限器等の取付け.....	17
43.	供給設備の工事費負担金.....	17
44.	供給開始に至らない場合、又は供給開始前に変更される場合の費用の申し受け.....	17
VIII	保安.....	17
45.	調査に対する組合員の協力.....	17
46.	保安等に対する組合員の協力.....	18
IX	その他.....	18
47.	反社会的勢力の排除.....	18
48.	管轄裁判所.....	19
付則		19
本約款の実施期日.....		19
別表		20
別表1	再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	21
別表2	燃料費調整.....	22
別表3	料金契約及び料金表.....	24
別表4	契約負荷設備の総容量の算定.....	35
別表5	負荷設備の入力換算容量.....	36
別表6	契約容量及び契約電力の算定方法.....	39
別表7	加重平均力率の算定.....	39
別表8	進相用コンデンサ取付容量基準.....	40

I 総則

1. 適用

この電力需給契約約款（低圧）（以下「本約款」といいます。）は、北海道学校生活協同組合（以下「当組合」といいます。）が当組合の組合員（以下「組合員」といいます。）の低圧需要に応じて、北海道電力ネットワーク株式会社（以下「一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款（以下「託送約款」といいます。）に定める託送供給（礼文島、利尻島、天売島、焼尻島及び奥尻島を除きます。）により、当組合が取次契約を締結する北海道瓦斯株式会社（以下「小売電気事業者」といいます。）が供給する電気を小売りするときの需給条件を定めたものです。

2. 電力需給契約約款（低圧）の変更

(1) 当組合は、次のいずれかの理由により本約款を変更することがあります。この場合、本約款に定める電気料金その他の供給条件は変更後の電力需給契約約款（低圧）によります。

なお、当組合は、本約款を変更する場合、あらかじめ効力発生時期を定めて、組合員に変更後の内容をお知らせし、組合員から異議の申し出がないときは、効力発生時期の到来後、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件を、変更後の電力需給契約約款（低圧）によるものとし、変更後の電力需給契約約款（低圧）の内容及び効力発生時期は、書面の交付、当組合のホームページ上での開示、又は電子メールを送信する方法、その他当組合が適切と判断した方法（以下「当組合が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。

- ① 一般送配電事業者が定める託送約款が改定された場合。
- ② 法令・条例・規則等の改正があった場合。
- ③ 当組合が電気料金その他の供給条件でその変更を必要と判断した場合。

(2) 本約款を変更する場合において、(3)に定める場合を除き、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、当組合が適切と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更しようとする事項のみを説明し記載します。また、同法第2条の14に基づく書面交付については、当組合が適切と判断した方法により行い、当組合の名称及び住所、契約年月日、当該変更した事項並びに供給地点特定番号のみ記載します。

(3) 本約款について、法令の制定又は改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他本約款に基づく契約（以下「電力需給契約」といいます。）の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく、当組合が適切と判断した方法により説明できるとすること、及び契約締結後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾して頂きます。

- (4) 本約款における消費税等相当額の金額は、法令の改正により消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更された税率にもとづいた金額に改めるものとします。この場合の手続きは(1)と同様といたします。

3. 用語の定義

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

(1) 低圧

標準電圧100ボルト又は200ボルトをいいます。

(2) 電灯

LED、白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の需要者の電灯の使用を妨害し、又は妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯及び小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、需要者が使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 検針

一般送配電事業者が設置した計量器により、一般送配電事業者が使用電力量の計量を行うことをいいます。

(11) 検針日

一般送配電事業者が実際に使用電力量の計量を行った日又は行ったものとされる日（電力需給契約を終了又は解約された日も含みます。）をいいます。

(12) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(13) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいい、次の算式により算定いたします。その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

消費税等相当額＝料金×消費税等の税率／（1＋消費税等の税率）

(14) 消費税率

消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、本約款においては10パーセントといたします。

(15) 小売電気事業者

当組合との取次契約に基づき、組合員に電気を供給する小売電気事業者である北海道瓦斯株式会社をいいます。

(16) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4. 単位及び端数処理

本約款において料金その他を算定する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワット又は1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし算定された値が0.5キロワット以下となる場合は0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、途中計算の過程においては、小数点以下第3位を切り捨てます。

5. 本約款に定めのない事項

本約款に定めのない事項は、その都度、組合員と当組合との協議によって定めます。

II 契約の申し込み

6. 電力需給契約の申し込み

組合員が電力需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款及び託送約款における

組合員（需要者）に関する事項を承認し、当組合所定の方法により、お申し込みいただきます。

7. 電力需給契約の成立

- (1) 電力需給契約は当組合が組合員の申し込みを承諾し、小売電気事業者が電力の供給を開始した日に成立します。
- (2) 当組合は、次のいずれかの理由により、電力需給契約の申し込みを承諾しないことがあります。なお、この場合は、その理由をお知らせいたします。
 - ① 法令、電力の需給状況、供給設備の状況等によりやむを得ない場合。
 - ② 小売電気事業者と当組合との間の取次契約が解除、その他の事由により終了した場合。
 - ③ 8（電力需給契約の最低利用期間）に記載の最低利用期間を経過する前に電力需給契約を解約することが明らかな場合。
 - ④ 最低利用期間経過前に解約された組合員から、再度同一需要場所で、電力需給契約のお申し込みがあった場合、かつ、その供給開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合。
 - ⑤ 過去に当組合との電力需給契約を契約し、その際にその契約に違反した事実がある場合。
 - ⑥ 組合員の当組合に対する支払状況が次のいずれかの場合。
 - a) 過去に当組合との電力需給契約を契約し、その際に当組合に対する料金又は延滞利息が支払期限日を経過してもなお支払いがない、もしくは支払期限日を過ぎて支払った事実がある場合。
 - b) 当組合との他の契約の債務（電力需給契約以外の契約によって支払を要することとなった債務）が支払期限日を経過してもなお支払いがない、もしくは支払期限日を過ぎて支払った事実がある場合。
 - c) 当組合との過去の他の契約の債務が支払期限日を経過してもなお支払いがない、もしくは支払期限日を過ぎて支払った事実がある場合。
 - d) 当組合の指定する料金の支払方法にご了承いただけない場合。

8. 電力需給契約の最低利用期間

- (1) 電力需給契約は契約期間の定めのない契約といたします。ただし、電力需給契約成立の前提条件として最低利用期間を定めることといたします。
- (2) 最低利用期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般送配電事業者による検針日までといたします。

9. 需要場所

当組合は、原則として、次の場合を1需要場所といたします。

- (1) 1構内をなす場合。

1 構内を1 需要場所とします。なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(2) 1 建物をなす場合。

1 建物を1 需要場所とします。なお、1 建物をなすものとは、独立した1 建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上又は地下において連結され、かつ、各建物の所有者及び使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内又は建物の特殊な場合。

① マンション等居住用の建物の場合。

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。

- a) 各部分の間が固定的な隔壁又は扉で明確に区分されていること。
- b) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して設置されていること。
- c) 各部分に世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）があること。

② 居住用以外の建物の場合。

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないとき又は各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。

③ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合。

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、②と同様の取扱いとします。ただし、マンションと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り①と同様の取扱いといたします。

(4) その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1 需要場所とすることができます。

10. 電力需給契約の単位

当組合は、1 需要場所について、1 契約種別を適用して、1 契約を結びます。なお、電灯又は小型機器と動力とを合わせて使用する需要で、従量電灯 B（学校生協）又は従量電灯 C（学校生協）と低圧電力（学校生協）を合わせて使用する需要場所においては、従量電灯 B（学校生協）又は従量電灯 C（学校生協）のうち1 契約種別と低圧電力（学校生協）をそれぞれ1 契約として結びます。

1 1. 供給の開始

- (1) 当組合は、組合員の申し込みを承諾したときには、組合員と協議の上、供給開始日を定め、小売電気事業者の電力を供給いたします。
- (2) 当組合は、天候、用地交渉、停電交渉、一般送配電事業者に起因する事由等の事情によるやむを得ない理由によって、一般送配電事業者との手続きが完了しない場合には、小売電気事業者の電気の供給を開始しません。

1 2. 供給準備その他必要な手続きのための協力

組合員は、小売電気事業者及び一般送配電事業者が施設又は所有する供給設備の工事及び維持のために必要な用地の確保等について、当組合及び一般送配電事業者から要請があった場合については協力していただきます。

1 3. 供給の単位

小売電気事業者は、以下の場合を除き、特別の事情がない限り、1電力需給契約につき、1供給電気方式、1引込み及び1計量をもって電気を供給いたします。

- ① 共同引込線（複数の電力需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合。
- ② その他技術上、経済上やむを得ない場合。

Ⅲ 検針及び使用量の算定

1 4. 検針

- (1) 検針は、一般送配電事業者が設置した計量器により、一般送配電事業者が行います。
- (2) 検針日は一般送配電事業者が実際に使用電力量の計量を行った日又は行ったものとされる日とします。（電力需給契約を終了又は解約された日も含みます。）
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、一般送配電事業者が託送約款に定める方法により算定した使用電力量を基に、組合員と協議の上、使用量を算定いたします。
 - ① 一般送配電事業者の計量器の故障又は災害及び感染症の流行その他の不可抗力により一般送配電事業者が使用電力量を正しく計量できなかった場合。
 - ② 使用電力量が計量器の故障又は災害及び感染症の流行その他の不可抗力により一般送配電事業者より小売電気事業者経由で当組合に通知されなかった場合。
 - ③ ①又は②に準ずる事態が生じた場合。

1 5. 使用量のお知らせ

- (1) 検針した結果の使用電力量等は、一般送配電事業者から小売電気事業者経由で

- 当組合に通知があった後、毎月、当組合の定める方法によりお知らせいたします。
- (2) 電力需給契約が終了又は解約された場合は、終了日又は解約日における使用電力量の計量結果が一般送配電事業者から小売電気事業者経由で当組合へ通知があった後にお知らせいたします。

IV 料金等

16. 料金の適用開始の時期

料金は、新たに電気の供給を開始した日から適用いたします。

17. 料金の算定期間と請求月分

- (1) 料金算定期間は、次のとおりといたします。
- ① 前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間。
 - ② 新たに電気の供給を開始した場合、その開始日から次の検針日の前日までの期間。
 - ③ 電力需給契約が終了又は解約された場合、直前の検針日から終了日又は解約日の前日までの期間。
- (2) 検針日と請求月の関係は以下のとおりとします。

検針日	請求月分
4月2日検針日から5月1日検針日まで	4月分
5月2日検針日から6月1日検針日まで	5月分
6月2日検針日から7月1日検針日まで	6月分
7月2日検針日から8月1日検針日まで	7月分
8月2日検針日から9月1日検針日まで	8月分
9月2日検針日から10月1日検針日まで	9月分
10月2日検針日から11月1日検針日まで	10月分
11月2日検針日から12月1日検針日まで	11月分
12月2日検針日から1月1日検針日まで	12月分
1月2日検針日から2月1日検針日まで	1月分
2月2日検針日から3月1日検針日まで	2月分

18. 料金の算定

(1) 一般送配電事業者が検針した使用電力量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。この際の料金は、組合員の契約に基づき別表3（料金契約及び料金表）の1、2又は4のいずれかの料金表の基本料金、電力量料金及び別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）の合計といたします。なお、電力量料金は、別表3（料金契約及び料金表）の3に定める付帯割引を加味し、別表2（燃料費調整）によって算定された調整額を差し引き、もしくは、加えたものといたします。

(2) 次の場合は、料金の算定期間を「1か月」とし算定いたします。

- ① 検針日から翌月の検針日の前日。
- ② 電力需給契約が終了又は解約された場合、直前の検針日から終了日又は解約日の前日までの期間。

なお、組合員の転居等で、新たに当組合が電気の供給を開始した場合（一般送配電事業者が定める毎月の検針日に合わせて、他の小売電気事業者から当組合へ契約を変更する申し込みの場合は含みません。）、その開始日から次の検針日の前日までの期間については、基本料金を申し受けません。

19. 料金の支払義務並びに支払期限日

(1) 組合員にお支払いいただくべき料金の支払義務は、次の日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。

- ① 検針日（電力需給契約が終了又は解約された日も含みます。）。
- ② 電力需給契約が終了又は解約された場合で、電力需給契約の終了日又は解約日以降に計量値の確認を行った際は、その日といたします。

(2) 支払期限日は、当組合が組合員に料金の通知を発した日から起算して30日目といたします。ただし、支払期限日が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び12月29日、12月30日をいいます。）の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

20. 料金及び延滞利息の支払方法と支払日

料金及び延滞利息は、原則、口座振替により、お支払いいただきます。なお、口座振替が不能となっている場合の料金及び延滞利息は払込の方法でお支払いいただきます。

(1) 料金及び延滞利息の口座振替

- ① 当組合が指定した金融機関といたします。
- ② 当組合所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ当組合又は金融機関に申し込みをしていただきます。

- ③ 料金及び延滞利息の口座振替日は、当組合が指定した日といたします。
- ④ 組合員の口座から引き落とされた日に当組合に対する支払いがなされたものといたします。
- ⑤ 口座振替の手続きが完了するまでは以下の方法でお支払いいただきます。
 - a) 新たに当組合に加入し、電力需給契約を締結された組合員は、払込みの方法。
 - b) 既に当組合の電力需給契約を契約されている組合員が、振替口座を変更する場合は、現在ご利用いただいている支払方法。

(2) 払込み

当組合、当組合が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）又は弁護士法に定める弁護士法人（以下「弁護士法人」といいます。）が作成した払込書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。その場合、①又は②に払込まれた日に当組合に対する支払いがなされたものといたします。

- ① 当組合、債権回収会社又は弁護士法人が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）
- ② 当組合及び当組合の指定した特約店

なお、組合員が債権回収会社又は弁護士法人の作成した払込書により、金融機関等で支払われる場合は、所定の手数料をご負担いただく場合があります。

21. 延滞利息

(1) 組合員が支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当組合は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次のいずれかの場合には延滞利息は申し受けません。

- ① 料金を口座振替により支払われる場合で、当組合の都合により料金を支払期限日の翌日以降に組合員の口座から引き落とした場合。
- ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金に、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたもの及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に、1日当たり0.0274%の割合を乗じて算定して得た金額といたします。

なお、消費税等相当額及び次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は切捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金×消費税等の税率／（1+消費税等の税率）

- (3) 延滞利息は、原則として、組合員が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金と合わせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払義務は、(3)の規定に基づき合わせて支払っていただく料金の支払義務発生日に発生したものとみなします。
- (5) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせて支払っていただく料金

の支払期限日と同じとします。

22. 料金及び延滞利息の支払順序

料金及び延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。なお、お支払いいただいた金額が当組合の組合員に対する債権を消滅させるに足りない場合の充当順については、当組合に一任していただくものといたします。

23. 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法

工事費負担金、その他の料金以外の代金については、払込みの方法でお支払いいただきます。この場合、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

- ① 当組合が指定した金融機関
- ② 当組合及び当組合の指定した特約店

V 使用及び供給

24. 需要場所への立入りによる業務の実施

当組合及び小売電気事業者又は一般送配電事業者は次の理由により組合員の承諾を得て需要場所へ立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、組合員は当組合及び小売電気事業者又は一般送配電事業者の需要場所の立ち入りを承諾していただきます。なお、組合員のお求めに応じ、係員は、所定の身分証明書を提示いたします。

- ① 当組合が電力需給契約の遂行上、需要場所への立ち入りが必要な場合。
- ② 一般送配電事業者から立入り業務を実施する旨の要請があった場合。

25. 電気の使用に伴う組合員の協力

組合員の電気の使用が次のいずれかに該当し、一般送配電事業者より要請がある場合は、組合員の負担で、必要な調整装置又は保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、組合員の負担で供給設備を変更し、又は専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

なお、組合員が発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合も同様の取扱いとします。

- ① 他の需要者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合。
- ② 一般送配電事業者及び他の小売電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）
- ③ ①又は②に準ずる場合。

26. 供給の停止又は解約

(1) 次のいずれかに該当する場合、当組合は小売電気事業者を通じて、電気の供給停止を一般送配電事業者に依頼もしくは当組合との電力需給契約を解約する場合があります。

- ① 組合員の責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合。
- ② 組合員が需要場所内の一般送配電事業者の電気設備を組合員の責に帰すべき事由により損傷し、又は、亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた、又は与えるおそれのある場合。
- ③ 一般送配電事業者以外の者が需要場所における一般送配電事業者の電線路又は引込線と組合員の電気設備との接続を行った場合。

(2) 次のいずれかに該当する場合で、当組合がその旨を警告しても改めない時には、当組合は小売電気事業者を通じて、電気の供給停止を一般送配電事業者に依頼もしくは当組合との電力需給契約を解約する場合があります。

- ① 組合員の責に帰すべき事由により生じた保安上の危険がある場合。
- ② 組合員が電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合。
- ③ 組合員が契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合。
- ④ 組合員が契約の適用範囲以外の条件で電気を使用した場合。
- ⑤ 24（需要場所への立入りによる業務の実施）の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合。
- ⑥ 25（電気の使用に伴う組合員の協力）によって必要となる適切な対応をとらない場合。
- ⑦ 上記①から⑥の場合以外でも、組合員が本約款に違反した場合には、当組合は小売電気事業者を通じて、電気の供給停止を一般送配電事業者に依頼もしくは当組合との電力需給契約を解約する場合があります。

(3) 上記（1）（2）によって電気の供給停止をする場合には、一般送配電事業者は、一般送配電事業者の設備又は組合員の電気設備において、供給停止のための必要な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じて組合員に協力をしていただきます。

27. 供給停止の解除

26（供給の停止又は解約）によって、電気の供給を停止した場合で、組合員がその理由となった事実を解消した場合には、次のいずれかに該当する場合を除き、当組合はすみやかに小売電気事業者を通じて、電気の供給を一般送配電事業者に依頼し、再開いたします。

- ① 災害及び感染症の流行その他の不可抗力による場合。
- ② その他特別の事情がある場合。

28. 供給停止期間中の料金

26（供給の停止又は解約）によって電気の供給を停止した場合であっても、当組合は組合員からその停止期間中の月額の基本料金を増減することなく申し受けます。

29. 違約金

組合員が26（供給の停止又は解約）に該当し、そのために料金の全部又は一部の支払いを免れた場合で、当組合が小売電気事業者が託送約款の定めにより一般送配電事業者から請求された違約金を請求された場合、当組合は請求された違約金を組合員に当組合へ支払っていただきます。

30. 供給の中止又は使用の制限もしくは中止

当組合は、次のいずれかの理由で一般送配電事業者より小売電気事業者に要請があった場合には、供給期間中に電気の供給を中止、又は組合員に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。この場合には、当組合は、あらかじめ分かっている場合はその旨を組合員にお知らせいたします。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。

- ① 一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合。
- ② 一般送配電事業者が維持及び運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合。
- ③ 一般送配電事業者がその他電気の需給上又は保安上必要があると判断した場合。
- ④ 災害及び感染症の流行その他の不可抗力による場合。

31. 制限又は中止の料金割引

当組合は、30（供給の中止又は使用の制限もしくは中止）によって、電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次のとおり割引いたします。

ただし、その原因が組合員の責に帰すべき事由による場合、法規法令に基づく定期点検等に伴う中止の場合には、割引はいたしません。

① 割引率

1か月中の制限又は中止した日数ごとに、基本料金の4パーセントといたします。ただし、100パーセントを超える場合は100パーセントといたします。

② 制限又は中止の述べ日数の計算

日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、又は中止した日を1日として計算します。その延べ日数は一般送配電事業者より通知される日数に基づきます。

32. 損害賠償の免責

- (1) 当組合は、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合であっても、当組合の責に帰すべき事由によらない場合は、組合員の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 30（供給の中止又は使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当組合の責に帰すべき事由によらない場合は、組合員の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) 26（供給の停止又は解約）によって電気の供給を停止又は解約された場合、又は36（電力需給契約の終了）によって電力需給契約を終了した場合、もしくは38（解約）によって電力需給契約が解約された場合には、組合員の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (4) 当組合は、当組合の責に帰すべき事由によらない場合は、組合員が漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (5) 災害及び感染症の流行その他の不可抗力によって、組合員もしくは当組合が損害を受けた場合、当組合もしくは組合員はその損害について賠償の責任を負いません。
- (6) (1) から (4) において一般送配電事業者の責に帰すべき事由による場合は、小売電気事業者が一般送配電事業者から賠償を得られた金額を限度とし、当組合は、賠償金額をお支払いいたします。

33. 設備の賠償

当組合は、組合員の責に帰すべき事由によって、その需要場所内の当組合及び小売電気事業者又は一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷又は亡失した場合は、その修理費、取替工事費等を組合員に支払っていただきます。ただし、一般送配電事業者の設備等の場合は、小売電気事業者が一般送配電事業者から請求された金額を当組合が請求された場合に組合員に支払っていただきます。

VI 契約の変更及び終了

34. 電力需給契約の変更

- (1) 組合員が電力需給契約の変更を希望され、当組合が承諾した場合には、当組合所定の方法で契約の変更をしていただきます。この場合の料金適用開始日は申し込み以降の一般送配電事業者による検針日からとし、組合員と協議の上、決定いたします。

(2) (1) の電力需給契約の変更に伴い、当組合が組合員に対し供給条件の説明、書面交付及び供給開始後の書面交付を行う場合の取扱いは、2（電力需給契約約款（低圧）の変更）（2）に準じます。

(3) 小売電気事業者と当組合との間の取次契約が解除、その他の事由により終了する場合、当組合及び小売電気事業者は速やかに組合員に対して、小売電気事業者と組合員との新たな電力需給契約の締結について通知します。新たな電力需給契約が有効となった以降、当組合と組合員との間の電力需給契約は失効するものとします。

なお、電気料金の請求については、既請求月分までは組合員は当組合に対してお支払いいただくものとし、未請求月分以降の請求に関しては、小売電気事業者に対してお支払いいただきます。

新たな電力需給契約の需給条件は従前の需給条件と同等とするものとします。

ただし、料金の支払方法及び支払期限日に関わる条件については、別途小売電気事業者が新たに定めることとします。また、新たな電力需給契約の契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般送配電事業者による検針日までとし、当該契約期間が満了となる際は、小売電気事業者の電力需給契約約款（低圧）に基づく電力需給契約に契約変更となる旨を小売電気事業者が通知します。

35. 名義の変更

(1) 新たな組合員が、それまで電気の供給を受けていた組合員の当組合に対する電気の使用に関する全ての権利及び義務（前に使用されていた組合員の料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望され、当組合が承諾した場合には、当組合所定の方法で名義の変更をしていただきます。

(2) (1) の場合においても、前に使用されていた組合員との電力需給契約が消滅している場合には、6（電力需給契約の申し込み）に基づき、改めて当組合所定の方法で申し込みをしていただきます。

36. 電力需給契約の終了

(1) 組合員が転居等により需要場所における電気の使用を終了しようとする場合は、その終了期日を定めて、あらかじめ当組合に連絡していただきます。当組合は、原則として、その終了期日に電力需給契約を終了させるための手続きを行います。ただし、当組合が組合員の電気の使用終了の連絡を終了期日の翌日以降に受けた場合は、連絡を受けた日に電力需給契約が終了するものといたします。

(2) 組合員が当組合との電力需給契約を終了し、新たに他の小売電気事業者と電力需給契約を締結しようとする場合は、新たな契約先となる他の小売電気事業者へ契約の申し込みをしていただきます。当組合は、組合員が申し込みを行った他の小売電気事業者からの依頼により、組合員と当組合との電力需給契約を終了させるための手続きを行います。なお、この場合における電力需給契約の終了日は、当該他の

小売電気事業者が組合員へ電気の供給を開始する日と同日といたします。

37. 供給開始後の電力需給契約の終了又は変更に伴う料金及び工事費の精算

組合員が次のいずれかに該当し、小売電気事業者が一般送配電事業者より料金及び工事費の精算を求められた場合で、当組合が小売電気事業者からその精算を求められた場合は、原則、組合員に料金及び工事費の精算金を当組合へお支払いいただきます。ただし、災害及び感染症の流行その他の不可抗力による場合はこの限りではありません。

- ① 組合員が、契約電流、契約容量を新たに設定された後、1年に満たないで電力需給契約を終了する場合。
- ② 組合員が、契約電流、契約容量を増加された後、1年に満たないで電力需給契約を終了する場合。
- ③ 組合員が、契約電流、契約容量を新たに設定された後、1年に満たないでその契約電流、契約容量の減少の変更をする場合。
- ④ 組合員が、契約電流、契約容量を増加された後、1年に満たないでその契約電流、契約容量の減少の変更をする場合。
- ⑤ ①から④に準ずる場合。

38. 解約

(1) 組合員が次のいずれかに該当する場合は、当組合は電力需給契約を解約できるものといたします。この場合、当組合は解約する日の15日前までに予告するものといたします。

- ① 支払期限日の翌日から起算して20日（支払期限日の翌日から起算して20日目日が当組合営業日以外の場合は、その直後の営業日）を経過しても料金又は延滞利息のお支払いがない場合。
- ② 組合員と当組合との他の契約の債務が支払期限を経過してもなお支払いがない場合。
- ③ 組合員が電力需給契約に違反した場合。
- ④ 組合員が脱会した場合。

(2) 組合員が、36（電力需給契約の終了）（1）による通知をされずに、その需要場所から転居されている等明らかに電気の使用をされていないと当組合が判断した場合は、当組合が契約終了の手続きを取った日に解約があったものといたします。

39. 電力需給契約消滅後の債権債務関係

電力需給契約期間中に当組合と組合員に生じた料金その他の債権及び債務は、電力需給契約が終了又は解約されても、消滅いたしません。

VII 工事及び工事費の負担金

40. 需給地点及び施設

電気の需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）は、一般送配電事業者の託送約款における供給地点といたします。

41. 計量器等の取付け

（1）料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）及び区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために小売電気事業者及び一般送配電事業者が組合員の電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次のいずれかの場合は、組合員の所有とし、組合員の負担で取り付けていただくことがあります。

① 組合員の希望によって計量器の付属装置を設置する場合。

② 変成器の2次配線等の施設の際に、多額の費用を要する場合（一般送配電事業者の規格以外のケーブルを必要とする場合や組合員の希望で長い配線を必要とする場合等。）。

（2）計量器、その付属装置及び区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査並びに取付け及び取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、組合員、当組合、小売電気事業者及び一般送配電事業者との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、組合員の希望によって計量器、その付属装置及び区分装置を建物内に取り付けたときには、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

（3）計量器、その付属装置及び区分装置の取付場所は、組合員から無償で提供していただきます。また、（1）により組合員が設置するものについては、小売電気事業者及び一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

（4）小売電気事業者又は一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために組合員の電気工作物を使用することがあります。この場合には、小売電気事業者及び一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

（5）組合員の希望によって計量器、その付属装置及び区分装置の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合に、当組合が小売電気事業者を通じて一般送配電

事業者から請求された工事費等を組合員に支払っていただきます。

4 2. 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所は組合員から無償で提供していただきます。
- (3) 組合員の希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、又はこれに準ずる工事をする場合、小売電気事業者が一般送配電事業者から請求された金額を組合員に支払っていただきます。

4 3. 供給設備の工事費負担金

次のいずれかに該当し、小売電気事業者が一般送配電事業者より工事費負担金を請求された場合、その金額を組合員から当組合へ支払っていただきます。

- ① 新たに電気を使用される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備を変更する場合。
- ② 組合員の希望によって供給設備を変更する場合。
- ③ ①又は②に準ずる場合。

4 4. 供給開始に至らない場合、又は供給開始前に変更される場合の費用の申し受け

次のいずれかに該当し、小売電気事業者が一般送配電事業者より費用を請求された場合、その金額を組合員から当組合へ支払っていただきます。

- ① 供給設備の一部又は全部を施設した後、組合員の都合によって供給開始に至らなかった場合。
- ② 供給設備の一部又は全部を施設した後、内容を変更される場合。
- ③ ①又は②の場合で、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に要した費用。

VIII 保安

4 5. 調査に対する組合員の協力

- (1) 一般送配電事業者又は一般送配電事業者が委託した経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）は、法令で定めるところにより、組合員の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。調査を

行うにあたり必要があるときは、電気工作物の配線図を提示していただきます。

なお、組合員のお求めに応じ、係員は所定の身分証明書を提示いたします。

- (2) 組合員が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当組合及び一般送配電事業者又は登録調査機関に連絡していただきます。

46. 保安等に対する組合員の協力

- (1) 次のいずれかの場合、組合員からすみやかにその旨を当組合及び一般送配電事業者等に連絡していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。

① 組合員が、引込線、計量器等その需要場所内の小売電気事業者及び一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合。

② 組合員が、組合員の電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが小売電気事業者及び一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合。

- (2) 組合員が、一般送配電事業者の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、一般送配電事業者が保安上必要と認めるときは、使用しない期間について(1)に準じて適切な処置をいたします。

- (3) 次のいずれかの場合には、組合員はあらかじめその内容を当組合及び一般送配電事業者等に連絡していただきます。なお、この際に保安上特に必要があり、一般送配電事業者の要請があれば、組合員にその内容の変更をしていただくことがあります。

① 組合員が小売電気事業者及び一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更又は修繕工事をされる場合。

② 物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が小売電気事業者及び一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合。

IX その他

47. 反社会的勢力の排除

- (1) 組合員及び当組合は、自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下これらを「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約いたします。

① 反社会的勢力に自己の名義を利用させること。

- ② 反社会的勢力が経営に実質的に支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 組合員及び当組合は、(1)の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものといたします。
- (3) 本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求をすることができないものといたします。

48. 管轄裁判所

組合員との電力需給契約に関する訴訟については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

付則

本約款の実施期日

本約款は2021年4月1日より実施するものとします。

別表

別表1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）及び回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当組合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当組合のホームページ等に掲載いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気料金に適用いたします。なお、検針日が毎月初日のお客さまについては、ここでいう4月の検針日は5月1日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

- ① 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1か月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- ② 組合員の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、組合員から当組合にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

組合員からの申し出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（組合員の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項又は第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、①にかかわらず、①によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

別表2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4699$$

$$\beta = 0.7879$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格及び1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、0.01円とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円を下回る場合。

$$\text{燃料費調整単価} = (37,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円を上回り、かつ、55,800円以下の場合。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 37,200\text{円}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が55,800円を上回る場合平均燃料価格は、55,800円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (55,800\text{円} - 37,200\text{円}) \times (2) \text{の基準単価} / 1,000$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、以下のとおり、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用請求月に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用請求月
毎年1月1日から3月31日までの期間	6月請求分
毎年2月1日から4月30日までの期間	7月請求分
毎年3月1日から5月31日までの期間	8月請求分
毎年4月1日から6月30日までの期間	9月請求分
毎年5月1日から7月31日までの期間	10月請求分
毎年6月1日から8月31日までの期間	11月請求分
毎年7月1日から9月30日までの期間	12月請求分
毎年8月1日から10月31日までの期間	1月請求分
毎年9月1日から11か月30日までの期間	2月請求分
毎年10月1日から12月31日までの期間	3月請求分
毎年11月1日から1か月31日までの期間	4月請求分
毎年12月1日から2月28日までの期間 (うるう年は2月29日)	5月請求分

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	0.197
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当組合は、(1) ①各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原料価格、1トン当たりの平均石炭価格及び(1) ②によって算定された燃料費調整単価を当組合のホームページ等でお知らせいたします。

別表3 料金契約及び料金表

1. 従量電灯B(学校生協)

(1) 適用範囲

電灯又は小型機器を使用する需要で、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

① 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、組合員の申し出によって定められます。

② 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、組合員において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等、使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(4) 料金表(消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。

契約電流10アンペア	341.00円
契約電流15アンペア	511.50円
契約電流20アンペア	682.00円
契約電流30アンペア	1,023.00円
契約電流40アンペア	1,364.00円
契約電流50アンペア	1,705.00円
契約電流60アンペア	2,046.00円

② 電力量料金

電力量料金は、1か月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23.25円
120キロワット時を超え280キロワット時までの	29.35円

1キロワット時につき	
280キロワット時を超える1キロワット時につき	32.96円

2. 従量電灯C(学校生協)

(1) 適用範囲

電灯又は小型機器を使用する場合で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満のものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は当組合の供給設備の都合でやむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量

① 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じて得た値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表4（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

② 組員が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量及び契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当組合は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料金（消費税等相当額を含みます。）

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	341.00円
-------------------	---------

②電力量料金

電力量料金は、1か月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	23.25円
---------------------------	--------

120キロワット時をこえ280キロワット時までの 1キロワット時につき	28.75円
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	31.61円

3. 従量電灯付帯割引

(1) 適用範囲

組合員が、次の①及び②の条件を満たす場合に適用いたします。

- ① 別表3の1（従量電灯B(学校生協)）、2（従量電灯C(学校生協)）を適用している組合員であること。
- ② 9（需要場所）において、小売電気事業者、小売電気事業者のグループ会社又は道内都市ガス事業者のガスを熱源としてガス機器をお使いの組合員、もしくは小売電気事業者、小売電気事業者のグループ会社又は道内都市ガス事業者のガスを一次エネルギーとして熱を発生させ、その際に発生する熱エネルギーを給湯又は空調に利用する組合員であること。なお、この場合ガス又は熱エネルギーと電気の利用者は同一利用者もしくは同一会計主体といたします。

(2) 用語の定義

- ① 「家庭用」とは、居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有しており、そこで世帯単位で独立して家庭生活を営んでいる場合をいいます。
- ② 「業務用」とは、①でいう家庭用以外ものをいいます。
- ③ 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- ④ 「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- ⑤ 「割引の適用条件」とは、(6)（適用条件及び割引率）の①から⑦の各割引に係る適用条件をいいます。
- ⑥ 「暖房機器」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、暖房用にガスを使用する機器もしくは温水を循環させて暖房する機器をいいます。ただし、ガスメーターと原則として鉄管により接続された固定設備（鉄管、金属可とう管又は強化ガスホースにより接続されたものをいいます。）に限ります。
- ⑦ 「給湯器」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、定格給湯能力が単体で10号以上の給湯器をいいます。
- ⑧ 「融雪装置」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、温水又は温風を循環させ融雪のみを行う方式の機器をいいます。
- ⑨ 「温水式給湯暖房機」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、温水を循環させ暖房するとともに給湯もできる方式の機器をいいます。
- ⑩ 「家庭用空調機器」とは、エネルギー源にガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器をいいます。
- ⑪ 「家庭用コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとして、ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等（以下「ガスエンジン等」といいます。）により電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用し、ガスエンジン等の定格発電出力（機器容量）が0.5キロワット以上5キロワット以下の家庭用の熱電併給

システムをいいます。

- ⑫ 「温水ボイラー」とは、エネルギー源にガスを使用する消費機器のうち、定格給湯能力が単体で10号（17キロワット）以上の給湯を行う機器をいいます。
- ⑬ 「空調機器」とは、空調用熱源機のエネルギー源としてガスを使用し、冷房と暖房をする機器をいいます。
- ⑭ 「コージェネレーションシステム」とは、ガスを一次エネルギーとしてガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等（以下「ガスエンジン等」といいます。）により電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する熱電併給システムをいい、定格発電出力（機器容量）が単体で3キロワット以上の機器をいいます。
- ⑮ 「小売電気事業者のグループ会社」とは、北ガスジェネックス株式会社、株式会社北海道熱供給公社及び株式会社エナジーソリューションをいいます。
- ⑯ 「道内都市ガス事業者」とは、旭川ガス株式会社、岩見沢ガス株式会社、帯広ガス株式会社、釧路ガス株式会社、滝川ガス株式会社、苫小牧ガス株式会社、美唄ガス株式会社、室蘭ガス株式会社をいいます。

（3）適用開始日

従量電灯付帯割引の適用開始日は、お申し込み以降の一般送配電事業者による検針日からとし、組合員と協議の上決定いたします。ただし、電力需給契約の適用開始前にお申し込みがあった場合は、電力需給契約の適用開始日を従量電灯付帯割引の適用開始日とすることができます。

（4）適用期間

適用期間は原則として電力需給契約の期間と同一といたします。ただし、（8）（従量電灯付帯割引の終了）、（9）（設置の確認）により従量電灯付帯割引が終了された場合はこの限りではありません。

（5）料金の割引

当組合は、（6）（適用条件及び割引率）の①から⑦のいずれかに基づき算定した割引金額を、別表3の1（従量電灯B（学校生協））、2（従量電灯C（学校生協））に基づき算定された料金から差し引きいたします。ここでいう割引金額とは、1か月につき算定された電力量料金から、1か月につき算定された燃料費調整額を除いた金額に割引率を乗じて算定した金額をいいます。

（6）適用条件及び割引率

① 給湯・暖房・融雪割

a) 適用条件

組合員が、家庭用として専用住宅又は併用住宅に暖房機器、給湯器又は融雪装置を電気の使用場所に設置し、かつ使用する場合及び当組合がこれに準じると判断した場合、組合員は「給湯・暖房・融雪割」を当組合に申し込むことができます。

b) 割引率

割引率は以下のとおりといたします。

割引率	1 パーセント
-----	---------

② 給湯+暖房割

a) 適用条件

組合員が、家庭用として専用住宅又は併用住宅に温水式給湯暖房機もしくは暖房機器と給湯器又は家庭用空調機器と給湯器を電気の使用場所に設置し、かつ使用する場合及び当組合がこれに準じると判断した場合、組合員は「給湯+暖房割」を当組合に申し込むことができます。

b) 割引率

割引率は以下のとおりといたします。

割引率	2 パーセント
-----	---------

③ マイホーム発電割

a) 適用条件

組合員が、家庭用として専用住宅又は併用住宅として家庭用コージェネレーションシステムを電気の使用場所に設置し、かつ使用する場合及び当組合がこれに準じると判断した場合、組合員は「マイホーム発電割」を当組合に申し込むことができます。

b) 割引率

割引率は以下のとおりといたします。

割引率	3 パーセント
-----	---------

④ 灯油セット割

a) 適用条件

組合員が、家庭用として専用住宅又は併用住宅に灯油を熱源とする機器を電気の使用場所に設置し、かつ使用する場合において、小売電気事業者のグループ会社の灯油定期配送契約を締結し小売電気事業者のグループ会社からのみ給油をしている場合及び当組合がこれらに準じると判断した場合、組合員は「灯油セット割」を当組合に申し込むことができます。ただし、道内都市ガス事業者のガスを熱源としてガス機器を使用している、もしくは道内都市ガス事業者のガスを一次エネルギーとして熱を発生させ、その際に発生する熱エネルギーにより給湯又は空調を行っているお客さまに関しては、本割引の適用対象外とします。

b) 割引率

割引率は以下のとおりといたします。

割引率	2 パーセント
-----	---------

⑤ 業務用給湯・暖房・融雪割

a) 適用条件

組合員が、業務用として給湯器、温水ボイラー、暖房機器又は融雪装置を電気の使用

場所に設置し、かつ使用する場合及び当組合がこれに準じると判断した場合、組合員は「業務用給湯・暖房・融雪割」を当組合に申し込むことができます。

b) 割引率

割引率は以下のとおりといたします。

割引率	4 パーセント
-----	---------

⑥ 業務用空調割

a) 適用条件

組合員が、業務用として空調機器を電気の使用場所に設置し、かつ使用する場合及び当組合がこれに準じると判断した場合、組合員は「業務用空調割」を当組合に申し込むことができます。

b) 割引率

割引率は以下のとおりといたします。

割引率	5 パーセント
-----	---------

⑦ 業務用CGS割

a) 適用条件

組合員が、業務用としてコージェネレーションシステムを電気の使用場所に設置し、かつ使用する場合及び当組合がこれに準じると判断した場合、組合員は「業務用CGS割」を当組合に申し込むことができます。

b) 割引率

割引率は以下のとおりといたします。

割引率	6 パーセント
-----	---------

(7) 従量電灯付帯割引の変更

組合員が従量電灯付帯割引の変更を希望され、当組合が承諾した場合には、当組合所定の方法で従量電灯付帯割引の変更をしていただきます。この場合の料金適用開始日は、申し込み以降の一般送配電事業者による検針日からとし、組合員と協議の上決定いたします。なお、この場合の適用期間は電力需給契約の期間と同一といたします。

(8) 従量電灯付帯割引の終了

① 従量電灯付帯割引のみの終了

組合員がこの従量電灯付帯割引を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を決めて、その終了期日の15日前までに当組合に連絡していただきます。当組合は、原則として、その終了期日に従量電灯付帯割引を終了させるための手続きを行います。この場合、終了期日を含む料金算定期間の料金については、この従量電灯付帯割引に基づく割引は行いません。

② 電力需給契約の終了又は解約

電力需給契約を終了又は解約された場合は、電力需給契約の終了日又は解約日を従量電灯付帯割引の終了日といたします。この場合、終了日又は解約日を含む料金算定期間の料金については、この従量電灯付帯割引に基づき料金の割引を行います。

③ 契約違反及び適用条件の不適合

組合員に契約違反があった場合（（6）（適用条件及び割引率）の①から⑦のいずれも満たさなくなった場合を含みます。）は当組合の申し出により、従量電灯付帯割引を終了できるものといたします。この場合、終了日を含む料金算定期間の料金については、この従量電灯付帯割引に基づく割引は行いません。

（9）設置の確認

① 適用条件変更時の連絡

割引の適用条件を満たさなくなった場合もしくは設置しているガス機器を取替え又は取り外しをされた場合は、組合員は当組合にただちにその旨を通知していただきます。

② 適用条件の確認

当組合は（9）（設置の確認）①、（3）（適用開始日）、（7）（従量電灯付帯割引の変更）、その他当組合が必要と判断した場合において、割引の適用条件が満たされているかどうか確認させていただくことがあります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当組合はこの従量電灯付帯割引の申し込み又は変更の申し込みを承諾しないか、もしくは、当組合の申し出により、従量電灯付帯割引を終了できるものといたします。

（10）精算額

組合員が割引の適用条件を満たさずに電気を使用していた場合、その期間の料金を適正な割引の適用条件に基づいて算定しなおし、その差額を申し受けます。

4. 低圧電力(学校生協)

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

① 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のa)の係数を乗じて得た値の合計に b) 係数を乗じて得た値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置を組合員に施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表6（契約容量及び契約電力の算定方法）に準じて算定し、b)の係数を乗じないものといたします。

a) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

b) a) によって得た値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

② 組合員が契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量及び契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当組合は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要

に応じて確認いたします。

(5) 料金（消費税等相当額を含みます。）

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が1キロワット以下の場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,029.60円
---------------	-----------

②電力量料金

電力量料金は、1か月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	19.78円
------------	--------

③力率割引及び割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表7（加重平均力率の算定）により加重平均して得た値が、85パーセントを上回る場合（(4)②により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85%を下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表8（進相用コンデンサー取付容量基準）の基準に適合した容量の進相コンデンサーが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、時報用又は警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯又は小型機器を使用することはできません。

別表4 契約負荷設備の総容量の算定

差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

- ① 電気機器の数が差込口の数を上回る場合
差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。
- ② 電気機器の数が差込口の数を下回る場合
電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。
 - a)住宅、アパート、寮、病院、学校、寺院及びこれに準ずるもの。
1 差込口につき50ボルトアンペア
 - b) a)以外の場合
1 差込口につき100ボルトアンペア
- ③ 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

別表5 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次の①、②、③及び④によります。

① けい光灯

	換 算 容 量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット)×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット)×200 パーセント	

② ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

③ スリムラインランプ

管の長さ(ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
999 以下	40	40
1,149 //	60	60
1,556 //	70	70
1,759 //	80	80
2,368 //	100	100

④ 水銀灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

① 単相誘導電動機

- a) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量(入力〔キロワット〕)は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- b) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力(ボルトアンペア)		入力(ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力(ワット)× 133.0パーセント
45 "	—	180	
65 "	—	230	
100 "	250	350	
200 "	400	550	
400 "	600	850	
550 "	900	1,200	
750 "	1,000	1,400	

② 3相誘導電動機

換算容量(入力〔キロワット〕)
出力(馬力)×93.3パーセント
出力(キロワット)×125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型及び移動型を含みます。)	最高定格 管電圧 (キボルトピーク)	管電流(短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30 " 50 "	2
		50 " 100 "	3
		100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5
		500 " 1,000 "	10
	95キボルトピーク超過 100キボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5
	100キボルトピーク超過 125キボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
125キボルトピーク超過 150キボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11	
	500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド "		2
	1.5 マイクロファラッド " 3マイクロファラッド "		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

- ① 日本工業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{最大定格1次入力(キボルトアンペア)} \times 70 \text{ パーセント}$$
- ② ①以外の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{実測した1次入力(キボルトアンペア)} \times 70 \text{ パーセント}$$

(5) その他

- ① (1)、(2)、(3) 及び (4) によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準として組合員と当組合との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。
- ② 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。
- ③ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

別表6 契約容量及び契約電力の算定方法

別表3 (料金契約及び料金表) の契約容量又は契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100パーセントといたします。) を乗じます。

- (1) 供給電気方式及び供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1/1,000
なお、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。
- (2) 供給電気方式及び供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流 (アンペア) × 電圧 (ボルト) × 1.732 × 1/1,000

別表7 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率 (パーセント)} = \frac{\frac{100}{\text{パーセント}} \times (\text{電熱器総容量}) + \frac{90}{\text{パーセント}} \times (\text{力率 90 パーセントの機器総容量}) + \frac{80}{\text{パーセント}} \times (\text{力率 80 パーセントの機器総容量})}{\text{機器総容量}}$$

別表8 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

① けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	4.5
	15	5.5
	20	9
	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
200	100	36
	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

③ ネオン管灯（1次電圧100ボルトの場合といたします。）

変圧器2次電圧 (ボルト)	変圧器容量 (ボルトアンペア)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
3,000	80	30
6,000	100	50
9,000	200	75
12,000	300	100
15,000	350	150

④ 水銀灯

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 "	50	9
250 "	75	15
300 "	100	20
400 "	150	30
700 "	250	50
1,000 "	300	75

(2) 誘導電動機

① 個々にコンデンサを取り付ける場合

a) 単相誘導電動機

電動機 定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100 ボルト	50	75	75	100
	使用電圧 200 ボルト	20	20	30	40

b) 3相誘導電動機 (使用電圧 200 ボルトの場合といたします。)

電動機 定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)		15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600

② 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機 (使用電圧 200 ボルトの場合といたします。)

① 交流アーク溶接機

溶接機 最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45以上 50未満
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

② 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) その他

(1)、(2) 及び (3) によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じて組合員と当組合との協議によって定めます。